

令和3年2月5日（金）
国土交通省関東地方整備局
北首都国道事務所

記者発表資料

**無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）
に協力して頂ける企業等を追加募集し、
新たに4社と協定を締結しました。**

北首都国道事務所では、東京都心23区内の震度6弱以上の地震発生時において「無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）」に協力して頂ける企業等の追加募集を行い、応募頂いた企業等4社と令和3年2月5日に協定を締結しました。

令和2年10月31日付け協定締結頂いた企業4社を含めて、各社の担当区間が決まりました。

今後も協定を締結頂いた企業等と共に、首都直下地震時の迅速な対応を推進してまいります。

【各企業等担当区間】

区間①：（一社）国際ドローン協会※、（株）ティーネットジャパン※

区間②：国際航業（株）、（株）ティーネットジャパン※

区間③：国際航業（株）、（株）日本インシーク

区間④：（株）アサノ大成基礎エンジニアリング、アジア航測（株）

区間⑤：（株）アサノ大成基礎エンジニアリング

区間⑥：ホクト・エンジニアリング（株）※

区間⑦：（株）四門※

区間⑧：（株）四門※

※今回の追加募集により協定を締結頂いた企業等

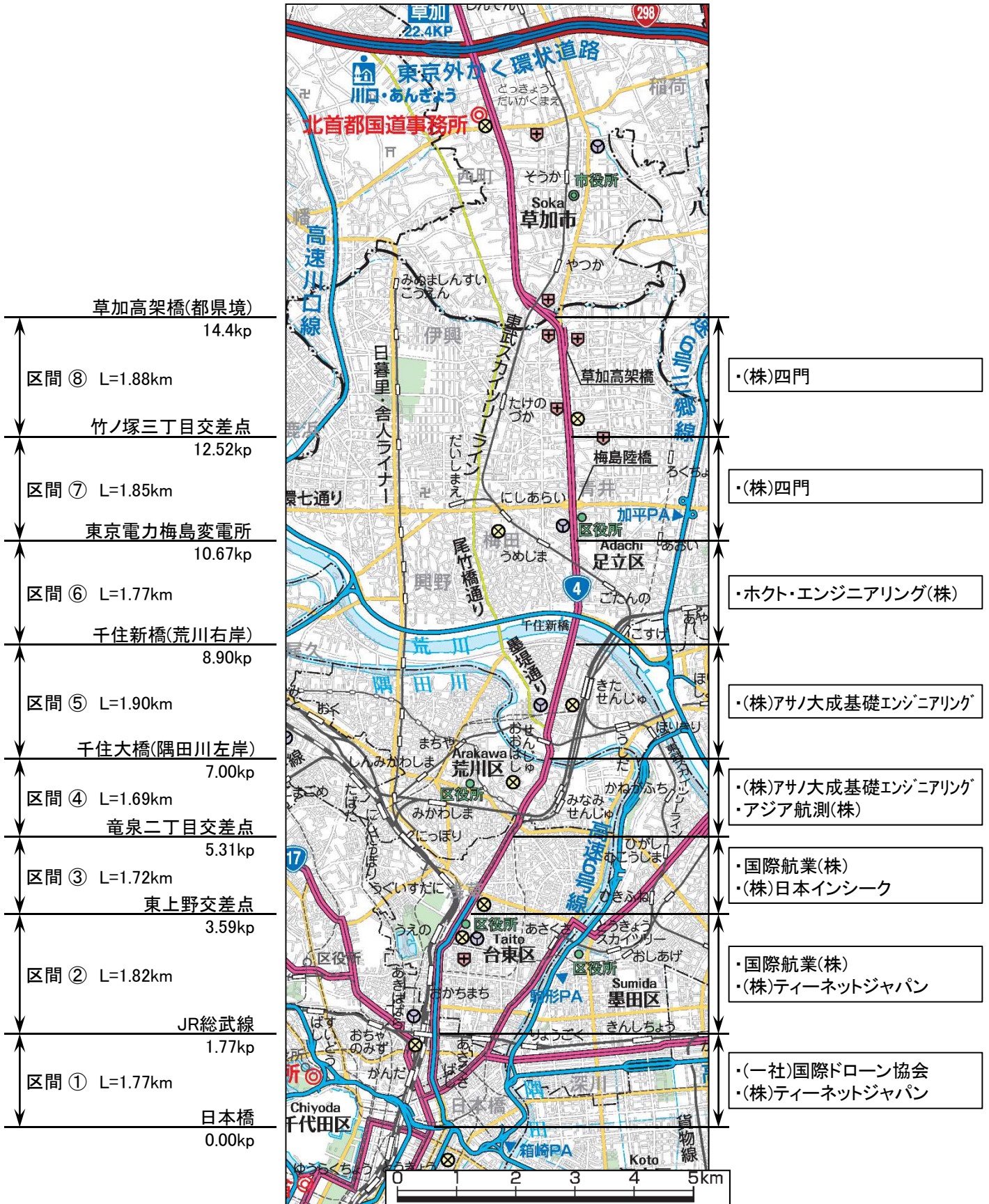
発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 都庁記者クラブ
埼玉県政記者クラブ さいたま市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所 TEL:048-942-4041(代表)
副所長 菅原 宣治(すがわら のぶはる)
管理課長 児玉 憲一(こだま けんいち)

活動区間割り位置図



○協定の概要

【協定名】

「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定」

【協定の目的】

本協定は、東京都心23区内において震度6弱以上の地震発生時における国道4号(東京都中央区日本橋～東京都足立区西保木間4丁目)の災害応急対策活動(撮影等)を実施するにあたり、協定会社と北首都国道事務所の協定締結により、早期の災害状況把握と道路啓開及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

【業務・作業内容】

- ①緊急点検(パトロール) . . . 無人航空機による道路状況等の撮影
- ②点検結果報告 撮影画像の提出(撮影画像の送信)

【協定区間】

東京23区内の国道4号(東京都中央区日本橋～東京都足立区西保木間4丁目)のうち、概ね1.9kmの区間(全8区間)

【協定期間】

令和3年2月8日から令和5年10月31日まで

○公募の概要

【応募資格(概要)】

- ①次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
 - ・関東地方整備局(港湾空港関係を除く)の入札参加資格業者のうち、「測量」又は「土木関係建設コンサルタント業務」のいずれかに認定されている者であること。
 - ・令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ②遠隔操作による空撮用無人航空機を所有し、災害現場において被災状況調査等のための活動(撮影等)が行える者であること。
- ③航空法第132条第2項第2号の規定による許可または同法第132条の2第2項第2号の規定による承認を受けた実績がある者であること。

【スケジュール】

- ①公募の期間:令和2年11月30日(月)から令和3年1月7日(木)まで
- ②協定締結者の通知:令和3年1月27日(水)
- ③協定締結:令和3年2月5日(金)